

介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人川越町社会福祉協議会 川越町地域包括支援センター
所在地	三重県三重郡川越町大字豊田一色 314 番地 川越町いきいきセンター内
事業者番号	2402200030
管理者及び連絡先	管理者 川 上 亘 康 連絡先 三重県三重郡川越町大字豊田一色 314 番地 電 話 059-365-9999
サービス提供地域	川越町全域

2 事業所の職員体制

職 種	内 容 等	人 員
統括管理者	川越町地域包括支援センター長	川 上 亘 康
担当者	地域包括支援センター	6 名

3 営業時間

平 日	土 曜 日	日 曜 日	祝 日
8:30～17:15			

(注) 年末年始 (12/29～1/3) は「休業」となります。

(休日緊急電話番号：059-365-9999(夜間・休日は転送されます))

4 介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業サービス計画（以下「サービス計画」という。）作成に係る負担

要支援・事業対象者認定を受けられた方は、利用者の自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき、区分の程度に応じて法律に定められた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

この証明書を川越町役場福祉課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

また、担当者が川越町外への訪問・出張を要する場合には、その旅費（実費）の支

払いが必要となることがあります。

基本報酬：438 単位/月

初回加算：300 単位

委託連携加算：300 単位

処遇改善加算：2.1%/月（2026 年 6 月から）

5 当事業所のサービス方針

当事業所は、介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業サービス利用者（以下「利用者」という。）が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むために、必要な介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業サービス（以下「サービス」という。）が適切に利用できるよう、利用者の意向を十分に踏まえて、サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切なサービスの提供が確保されるよう、各々のサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供し、利用者及びそのご家族の福祉を支援していきます。

6 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、市町村、利用者のご家族等に連絡を行います。また、必要な措置を講じます。

7 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

8 衛生管理

事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとし、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生を予防し、又はまん延しないように、措置を講じます。

9 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

10 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

川越町社会福祉協議会	電話番号	059-365-0024
	F A X	059-365-2940
	責 任 者	川 上 亘 康
	担 当 者	山 田 沙 織
	対応時間	平日 8:30 ～ 17:15

○公的機関においても、次の機関において苦情申請等ができます。

市町村 介護保険相談窓口	所在地 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地 川越町役場 福祉課 電話番号 059-366-7116 F A X 059-365-5380 対応時間 平日 9:00 ～ 16:30
三重県 国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県自治会館内 電話番号 059-222-4165 (苦情専用窓口) 利用時間 平日 9:00 ～ 16:30

1 1 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人川越町社会福祉協議会
代表者氏名	会 長 加 藤 志 保 子
本社所在地・電話	三重県三重郡川越町大字豊田一色 314 番地 川越町いきいきセンター内 電話番号：059-365-0024 F A X：059-365-2940
法人内で行っている サービス	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 老人居宅介護等事業の経営 (8) 老人福祉センターの経営 (9) 老人デイサービス事業の経営 (10) 障害福祉サービス事業の経営 (11) 移動支援事業の経営 (12) 特定相談支援事業の経営 (13) 障害児相談支援事業の経営 (14) 福祉サービス利用援助事業 (15) ボランティア活動拠点施設運営事業 (16) 地域包括支援センター事業 (17) 介護予防支援事業 (18) 居宅介護支援事業 (19) 生活支援体制整備事業

	(20) 老人ふれあいホームヘルプ事業 (21) 老人ふれあいデイサービス事業 (22) ひとり暮らし老人等配食サービス事業 (23) 生活困窮者自立相談支援事業 (24) 成年後見制度中核機関事業 (25) ことぶき人材センター事業 (26) 喫茶あいあい事業 (27) その他法人の目的達成のため必要な事業
--	--